

※対象とならない事業所（施設）にも送付
させていただきます。



事務連絡
平成29年5月15日

各事業所（施設）管理者 殿

茨城県保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室

平成29年度茨城県介護支援専門員各種研修の実施及び介護支援専門員証の
有効期間の管理の徹底等について

日頃より、介護保険行政の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記のとおり、お知らせいたしますので関係者に周知願います。

記

1 茨城県介護支援専門員各種研修の実施について

(1) 実施時期等

「平成29年度介護支援専門員各種研修等日程一覧」（裏面）のとおり実施予定です。
なお、日程一覧や介護支援専門員の登録、資格更新に必要な研修、更新手続き等につ
いては県長寿福祉課地域ケア推進室のホームページにも掲載し、随時更新しています。
<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/jinzai/jinzaitop.html>
また、それぞれの研修の募集は、研修実施機関のホームページに掲載されます。

(2) 受講態度等

近年、研修中の無断離席等の受講態度に問題がみられる受講者がおります。そのような
場合には所属事業所に連絡のうえ、管理者からの御指導をお願いする場合があります。ま
た、改善がみられない受講者については、受講中止及び修了証の交付ができない場合があ
りますので、御注意ください。

2 介護支援専門員証の有効期間及び主任介護支援専門員の更新の管理について

(1) 介護支援専門員証の有効期間

有効期間は5年間となります。有効期間を更新するには、更新研修（又は専門研修Ⅰ・
Ⅱ）を受講・修了し、有効期間内に更新申請手続きを行う必要があります。
※更新に必要な研修を修了していても、有効期間が切れた後の更新は出来ません。
※有効期間が切れたまま、介護支援専門員の業務を行った場合には登録削除となります。
登録削除になった場合、その後5年間は介護支援専門員の登録が出来ず、また、事業
所として、報酬が減算される場合があります。

<p>介護支援専門員証 登録番号 08000000 氏名 茨城 太郎 生年月日 昭和43年2月1日 交付年月日 平成27年4月2日 有効期間満了日平成32年4月1日 上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 茨城県知事 橋本 昌 印</p>	<p>氏名・住所に変更があった場合は届出が 必要です。 ※平成27年度から住所の記載はなくな りました。</p>	<p>有効期間満了日を御確認ください。 有効期限切れに御注意ください。</p>
--	--	--

(2) 主任介護支援専門員の更新制

平成28年度から主任介護支援専門員の更新制が導入され、5年を超えない期間の更新制
資格となりました。主任介護支援専門員の更新をするためには、主任介護支援専門員更新研
修の受講・修了が必要になります。

【問合せ先】
茨城県保健福祉部長寿福祉課
地域ケア推進室
TEL029-301-3334

○ 平成29年度 介護支援専門員各種研修等日程一覧

(H29.12.13更新)

研修名	目的	対象者	日数及び時間	受講料	申込期間	試験日、研修期間【会場】	実施機関	
							申込先	連絡先
実務研修受講試験	介護支援専門員の養成にあたり、実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行う。	保健・医療・福祉の分野で通算5年以上かつ900日以上の実務経験があり、法定資格(免許・登録・研修修了)を有する方等	—	7,500円 (受験手数料)	H29.6.5(月)～6.30(金)	H29.10.8(日) 【茨城大学水戸キャンパス、茨城キリスト教大学、流通経済大学、茨城県立医療大学】	茨城県社会福祉協議会	029-241-4121
実務研修	必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	実務研修受講試験合格者	13日間 (87時間)	60,000円 (受講料 + 資料代)	実務研修受講試験合格者対象 (合格者あて通知)	H29.12.21(木)～H30.6.18(月) 【つくば国際会議場、県総合福祉会館、みと文化交流プラザ】	茨城県社会福祉協議会	029-241-4121
専門研修 I	現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもちに必要な応じた専門知識、技能の習得を図ることにより、その専門性を高め介護支援専門員の資質向上を図る。	介護支援専門員実務に従事している方で就業後6ヶ月以上の方 有効期間が概ね1年以内に満了する方で、実務経験のある方 *現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門研修 I を修了している方は免除	10日間 (56時間)	39,000円 (受講料 + 資料代)	H29.2.15(水)～3.15(水)	H29.4.11(火)～6.28(水) 【県総合福祉会館】	茨城県ケアマネジャー協会	029-243-6261
専門研修 II	現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもちに必要な応じた専門知識、技能の習得を図ることにより、その専門性を高め介護支援専門員の資質向上を図る。	介護支援専門員実務に従事している方で就業後3年以上の方 有効期間が概ね1年以内に満了する方で、実務経験のある方 *現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門研修 II を修了している方は免除 *2回目以降の更新をする場合は更新研修32時間のみ *主任介護支援専門員更新研修を修了している方は免除	6日間 (32時間)	25,600円 (受講料 + 資料代)	H29.6.26(月)～7.21(金)	H29.8.22(火)～11.24(金) 【県総合福祉会館、県南会場】	茨城県ケアマネジャー協会	029-243-6261
更新研修32時間(旧20時間)(実務経 験者)	介護支援専門員証の有効期間を更新するために、専門研修 II と同様のカリキュラムを修了する。	介護支援専門員証の有効期間が切れた方等	11日間 (54時間)	43,640円 (受講料 + 資料代)	H29.4.1(土)～11.2(木)	H29.6.28(水)～12.20(水) 【水戸、土浦】	介護労働安定センター 茨城支部	029-227-1215
更新研修(実務未経験者)	介護支援専門員証の有効期間を更新するため、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図る。	現在の介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務に従事した経験のない方	12日間 (70時間)	51,148円 (受講料 + 資料代)	H29.4.17(月)～5.17(水)	H29.7.6(木)～8.18(金) 【県総合福祉会館】	茨城県ケアマネジャー協会	029-243-6261
主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて研修を受講することにより、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。	介護支援専門員に係る法定研修等の企画、講師やファシリテーターの経験がある方、介護支援専門員に係る各種研修内容に関連した内容の法定外の研修を年4回受講した方等 *主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、更新研修(実務従事者)の受講は免除	8日間 (46時間)	35,000円 (受講料 + 資料代)	H29.7.27(木)～8.22(火)	H29.11.27(月)～H30.2.28(水) 【県総合福祉会館】	茨城県ケアマネジャー協会	029-243-6261

※ 通常の介護支援専門員の方で有効期間の更新を希望する方は、「平成29年度研修受講プログラム」で必要な研修をご確認のうえ受講してください。

※ **主任介護支援専門員の方は、【重要】主任介護支援専門員の資格は更新制となりました(H28.9.13)で必要な研修をご確認のうえ受講してください。**

※ 研修時間数については厚労省「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」の必要な時間数と異なる場合があります。ただし、国の必要な時間数と同じか又はそれを超える時間数です。

平成 29 年度茨城県主任介護支援専門員研修（新規）の実施について
（一部抜粋）

○受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

また、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践施できていると認められる者のうち、以下の（１）から（４）のいずれかに該当し、かつ、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・介護支援専門員専門研修課程Ⅱ、又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」の３の（３）に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了している者^{※注１}とする。

- （１）専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である者（ただし、管理者^{※注２}との兼務は期間として算定できるものとする）。
- （２）「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（３６か月）以上である者（但し管理者^{※注２}としての兼務は期間として算定できるものとする）。
- （３）介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イの 3 に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。
- （４）その他、介護支援専門員の業務に関して十分な知識を有する者であり、県が適当と認める者
 - ア：以下の（i）から（iii）までの要件をすべて満たす者
 - （i）専任（常勤専従）兼任（常勤兼務）を問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である者。
 - （ii）介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者として経験がある者。
 - （iii）本研修終了後、各地域で課題となっている困難事例及び介護支援専門員に関する研修等で、地域の核となり活動できる者。
 - イ：地域包括支援センターに配属予定の者で、市町村の推薦を受けた者（本研修の申込日から 6 か月以内に主任介護支援専門員として配置されることが確定している者）。ただし、当該受講者については、当該年度以降の介護支援専門員に関する研修の講師を務めることができる者とする。

なお、上記受講対象要件を満たす必要があるほかに受講申し込みにあたっては、各市町村が受講推薦者として推薦した者の中から、茨城県又は研修実施機関が決定するものとする。

ただし、市町村からの推薦がない場合、本研修は受講できないものとする（推薦書については各市町村の担当窓口へ直接お問い合わせください）。

【その他必須要件】

※現に茨城県において介護支援専門員として従事していること。

※全日程（5ページ日程表の12日間）参加できること。

※事例研究で使用する事例を提出できること。

※注1 研修の修了要件について

平成16年度から17年度に実施された介護支援専門員基礎研修課程Ⅰ又は介護支援専門員基礎研修課程Ⅱを修了した者は介護支援専門員専門研修Ⅰを修了したものとみなします。

申し込み時点で平成28年度介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ、又は更新研修（実務経験者向け）が未修了の者は、本研修修了までに当該研修の修了証の写しを提出した場合に限り本研修を修了したものと認めます。

※注2 専任（常勤専従）の実務従事期間について

常勤かつ専従の介護支援専門員として勤務している期間を指します。また、専従の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者としての兼務をした期間については算定できません。在宅介護支援センターやその他の介護事業所・施設等の管理者または職員としての兼務期間は算定できません。

※ 算定は申し込み時点（受講申込書作成時点）までの期間で算定してください。

***例年、受講要件を満たしていない方の申し込みがあります。実務経験や要件についてよくご確認のうえお申し込みください。**

平成 29 年度

茨城県主任介護支援専門員更新研修開催要項（一部抜粋）

はじめに

介護保険制度の改正により、介護支援専門員の研修の体系が大幅に変更され、新たに、主任介護支援専門員更新研修が設けられました。受講にあたっては、経過措置が設けられています。受講を希望される方は、本要項をご参照のうえ、受講申込をお願いいたします。

＜主任介護支援専門員の有効期間＞

主任介護支援専門員研修修了年度	主任介護支援専門員の有効期間	備考
平成 18 年度～平成 23 年度	平成 31 年 3 月 31 日	経過措置対象者
平成 24 年度～平成 26 年度	平成 32 年 3 月 31 日	経過措置対象者
平成 27 年度以降	研修修了日から 5 年間 例) 平成 27 年 8 月 10 日修了 →有効期間：平成 32 年 8 月 9 日まで	

(※平成 26 年度の主任介護支援専門員研修修了者についても、平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省令第 48 号により、有効期間経過措置対象者となりました。)

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修を受講させることにより、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

茨城県が研修実施機関として指定した NPO 法人茨城県ケアマネジャー協会により行われます。

3 研修対象者

次の要件(1)から(5)までのいずれかに該当する現任※1の主任介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね 2 年以内に満了する者（平成 29 年度は、平成 18 年度から平成 26 年度までの間に主任介護支援専門員研修を修了した者）とします。

※1：本研修における「現任」とは、事業所及び施設等において介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っている者または他の介護支援専門員に対して助言・指導などを行っている者等を指します。（勤務形態については、問いません。）

ただし、実践指導事例の提出が必要になるため、他の介護支援専門員に対する助言・指導や地域づくりの実践を行っている必要があります。

要件(1) 介護支援専門員に係る下記の研修の企画、講師やファシリテーターの経験が前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了後（経過措置対象者については過去 5 年以内）に複数年度あり、かつ 5 回以上ある者

【対象となる研修】

「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく介護支援専門員に係る研修

- ア 介護支援専門員実務研修
- イ 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ
- ウ 介護支援専門員再研修
- エ 介護支援専門員更新研修

- オ 主任介護支援専門員研修
- カ 主任介護支援専門員更新研修

要件（２）地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等※２に、年４回以上※３参加した者

※２：行政機関、地域包括支援センター、日本介護支援専門員協会（都道府県支部を含む）又は『介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱（平成２７年２月１２日付け老発０２１２第２号厚生労働省老健局長通知）』の３．『対象者』（１）のアに定める資格の職能団体（原則として、法人に限る。）が開催する介護支援専門員の質の向上に係る研修（以下「法定外研修」という。）とします。

【対象とならない研修】

- ・地域ケア会議やサービス担当者会議等の個別事例への対応を協議するもの
- ・認定調査員やホームヘルパー等の業務に従事するために必要となる研修 など

※３：主任介護支援専門員の資格を有する期間の全ての年度ごとに４回以上参加することを原則としますが、前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了後（経過措置対象者については過去５年以内）のいずれかの１年間（４月１日～翌年３月３１日を１年と考える）に受講した法定外研修の研修受講修了証の写し及び研修カリキュラムの写し等を提出できる場合は認めるものとします。

（茨城県保健福祉部長寿福祉課及び県内の保健所が開催する研修においては、研修カリキュラムの写しは必要ですが修了証明書の写しの添付は不要です。）

法定外研修の時間数については、１回の研修につき３時間以上とします（ただし、一連のカリキュラムにて複数日で実施されるものについては合算して３時間以上であれば、１回として認めるものとします）。

なお、法定外研修の企画、講師やファシリテーターの経験については、研修実施機関の代表者の証明を受けた場合は、研修を受講したものとみなします。

例１：○ ３時間以上の研修を４回⇒年４回

例２：○ ３時間以上の研修を３回＋一連のカリキュラムで３時間以上の研修を１回（２時間＋２時間）⇒年４回

例３：○ ３時間以上の研修を３回＋３時間以上の法定外研修の企画、講師ファシリテーターを１回⇒年４回

例４：× ３時間未満の研修を６回
⇒３時間以上の研修の受講が必要になります。

要件（３）日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験が１回以上（都道府県単位のケアマネジメント研究大会等においては２回以上）ある者で自己申告書、研修大会プログラム、発表内容抄録等の写しが提出できる者（前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了後（経過措置対象者については過去５年以内）に限る。また、筆頭発表者に限り、共同研究者は認めない。）

要件（４）日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

要件（５）主任介護支援専門員として業務に十分な知識と経験を有する者で、茨城県が適当と認める者（例：専門的知識を有する者として、茨城県等が設置する委員会等において委員を務める者 等）